

山形県後期高齢者医療広域連合高額療養費特別支給金支給規則

平成21年8月7日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、平成20年4月2日から平成20年12月31日までの間において、月の初日以外の日が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第52条第1号に該当するに至ったことにより山形県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療制度の被保険者となった者（以下「特定期間年齢到達者」という。）に、75歳に到達したことにより増加した負担を軽減するため、高額療養費特別支給金（以下「支給金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 支給金の支給の対象者は、特定期間年齢到達者が法第52条第1号に該当するに至った日の属する月（以下「到達月」という。）に後期高齢者医療制度の被保険者として受けた療養（以下「到達月の療養」という。）について、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第357号。以下「改正令」という。）第1条による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「高齢者医療確保令」という。）の規定により支給される高額療養費及び他の公費負担（地方単独事業による負担を除く。以下同じ。）の支給後の自己負担額（以下「改正前の高齢者医療確保令による自己負担額」という。）が、仮に改正令第1条による改正後の高齢者医療確保令の規定を適用したとするならば支給されることとなる高額療養費及び他の公費負担の支給後の自己負担額（以下「改正後の高齢者医療確保令による自己負担額」という。）を超える者（以下「支給対象者」という。）とする。

(支給金の額)

第3条 支給対象者に対して支給する支給金の額は、当該支給対象者の到達月の療養に係る改正前の高齢者医療確保令による自己負担額から当該到達月の療養に係る改正後の高齢者医療確保令による自己負担額を控除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、支給対象者が到達月において属する世帯に他の被保険者がいる場合であって、到達月において当該他の被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者として受けた療養について改正前の高齢者医療確保令の規定により支給される高額療養費の額から当該療養について仮に改正令第1条による改正後の高齢者医療確保令の規定を適用したとするならば支給されることとなる高額療養費の額を控除して得た額（以下「他の被保険者に係る高額療養費の差額」という。）がある場合には、当該支給対象者に対して支給される支給金の額は、同項により支給される額から当該他の被保険者に係る高額療養費の差額を控除して得た額とする。

(支給金の額の計算の対象となる療養の範囲)

第4条 支給金の額の計算の対象となる療養は、平成22年1月29日までに広域連合において確認した療養とする。

(支給申請)

第5条 支給金の支給を受けようとする支給対象者は、高額療養費特別支給金支給申請書を広域連合長に提出しなくてはならない。

2 広域連合長は、第1項の規定による申請書を受理したときは、速やかに支給申請書等の内容を審査したうえで、支給又は不支給を決定し、高額療養費特別支給金支給決定通知書又は高額療養費特別支給金不支給決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(支給申請期限)

第6条 支給金の支給申請期限は平成22年1月29日までとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第7条 支給申請期限までに支給対象者からの申請が行われなかった場合は、支給金の受領を辞退したものとみなす。

2 支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等の事由により支給できなかった場合において、広域連合長が補正等を求めたにもかかわらず、平成22年3月31日までに申請者による補正等が行われなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、平成22年5月31日限り、その効力を失う。